

協議の前提条件

1 区の線引きに関すること

- ・合区及び区の線引きにはこだわらない
- ・人口規模と面積を考慮する

2 区の数に関すること

- ・現行区より少ない区数とする

3 学校区・自治会に関すること

- ・原則として、学校区、地区自治会連合会は分割しない

4 市民サービスに関すること

- ・市民サービスは低下させない

5 地域特性に関すること

- ・地域の事情（特性）を考慮する

6 行財政運営に関すること

- ・人口減少、出生率の低下を考慮した行政経営、財政運営を協議する

協議事項

○ 市民サービスに関すること

- ・市民サービスの提供体制（土木、防災、福祉、教育）
- ・適正な行政拠点配置（区役所、行政センター、協働センター）
- ・レベルを維持・向上させるため、住民サービスの新たな手法（デジタル化と組織の整合性）
- ・住民サービスの新たな手法に対するデメリット対応
- ・市民サービスの維持・向上（公共交通、土木・福祉・健康・医療関係相談体制など）

○ 区割り案、区の数に関すること

- ・区の数
- ・具体的な区割り案

○ 住民自治に関すること

- ・住民自治の姿（区協議会、地域協議会のあり方、協働センターのあり方、区役所の跡活用、区協議会、新しい住民自治の組織の考え方など）

○ スケジュールに関すること

- ・スケジュール（区割り案決定時期、組織の再編時期、条例の制定時期など）

○ 区長権限に関すること

- ・区長の権限

○ 議員定数に関すること

- ・区再編に伴う議員定数